

平成 28 年度第 1 回大津町国民健康保険運営協議会 議事録

平成 28 年度第 1 回大津町国民健康保険運営協議会は、平成 28 年 1 月 17 日（木）午後 15 時 30 分、大津町役場会議室 B において開催された。

1. 当日の出席者は次のとおりである。

被保険者代表	合志 鉅美、西岡 智子、太田 昭子、堀田 茂弘
公益代表	源川 貞夫、宇野 馨、西村 敬子、三池 久美子
医師会代表	岩上 英一
歯科医師会代表	高山 久美
欠席者	荒井 光弘、花岡 亮介

2. 当日の議案説明のために出席した者は次のとおりである。

住民福祉部長	本郷 邦之
健康保険課長	坂田 敬介
住民税係長	村山 博徳
住民税係	坂本 郁子
健康推進係長	和田 しおり
国保・医療係長	大塚 昌憲
国保・医療係	菊永 愛

3. 当日の議案は次のとおりである。

（別紙の記載）

4. 閉会 午後 15 時 30 分

開 会

只今から平成 28 年度第 1 回大津町国民健康保険運営協議会を開会いたします。

会長挨拶

（源川会長による挨拶）

住民福祉部長挨拶

（本郷部長による挨拶）

議事

会長：平成 27 年度大津町国民健康保険特別会計決算について説明をお願いします。

（資料に基づき、平成 27 年度大津町国民健康保険特別会計決算について説明）

会長：27 年度の決算について何か質問はありますか。特別変わったことはありますか。

国保・医療係長：前年と大きく変わった点については、給付がかなり伸びました。高額な医療費のかかる治療が増えたというのが理由ですが、例えば 100 万円以上の高額なレセプトが前年は 180 件ほどであったのに対して 220 件に増えています。

委員：どのような病気で高額になるのですか。

国保・医療係長：例えばガンの場合、一ヶ月一人で 300 万円以上かかるケースがあります。

委員：先進医療を使っているのですか。

国保・医療係長：詳しい治療内容は様々ですが、高額な治療が増えているのは事実です。

委員：例えば、C 型肝炎の治療薬ですね。

健康保険課長：今日の新聞でもオプジーボの薬価を来年から半分にするという記事が出ていましたが、27 年度の後半からそのような高い薬も認められ、使われた方もいらっしゃるようですね。

委員：病院のほうからもそのような新薬を勧めているのですね。

国保・医療係長：去年、大津町ではオプジーボは確認できませんでしたが、C 型肝炎の方はいらっしゃいました。調剤の金額の伸びが大きく、8 % 若の伸びです。医療費の伸びは、入院が増えたことと調剤の伸びが理由です。

委員：それだけ高額な治療ですが、実際の本人負担はどれくらいでしょうか。

国保・医療係長：高額療養費という制度の場合、その方の所得の状況によりますが、個人負担は限度額で止まります。また、わかりやすいのは、特定疾病で人工透析の場合、月 1 万円です。

委員：今、大津町の人工透析者は何名ぐらいですか。

国保・医療係長：大津町の国保被保険者に限りますと、22 名です。

委員：高額医療というのは、本人の自己負担が限度額で止まるかわりに、国保が支払っているということですね。

国保・医療係長：はい。他に入院外については、若干増えてはいますがほぼ横ばい状態です。歯科レセプトについて件数は増えていますが、給付額は減っています。

委員：誰でも病気にかかりたくてなっているわけではないので、予防が大事ですね。全然病院にかかっていない世帯を優良表彰することはありますか。

国保・医療係長：以前はやっておりましたが、財政的な部分や必要な医療を受けなくなるといった色々な問題がありますので今はやっておりません。

委員：健康な家庭も中にはあると思うので、表彰してみるのもどうだろうかと考えてみました。

会長：他に皆さんから質問はありますか。なければ、次へ進みます。続いて、平成 28 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算について説明をお願いします。

（資料に基づき、平成 28 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算について説明）

会長：質問はありませんか。

委員：地震で家が全壊、半壊ではないが、地震による怪我で入院や、骨折した場合などは厚労省の医療費免除の要件のどれに当てはまりますか。

国保・医療係長：地震による怪我だけでは対象にはなりません。

委員：一部損壊が対象にならないということですか。

健康保険課長：それもありますが、例えば家は一部損壊だが地震により転倒をした、という方は、医療費の猶予減免には該当しません。

委員：一ヶ月くらい入院されている方もいると思いますが。

住民福祉部長：そのような方は、国保では免除にならなくても別の制度に該当されることもあります。例えば災害弔慰金という制度があって、災害で亡くなられた方や、直接の死因でなくても災害関連死の方、一ヶ月以上の治療をされた方が対象です。

委員：県の義援金配分の基準が大体できたところではないでしょうか。

住民福祉部長：県の義援金による一部損壊の方への助成も含め、はっきり出た段階で町の義援金も配分検討委員会がありますので、決めていくところです。

委員：地震による医療費免除について、「いったんは猶予されます。」というのは、受診した際に支払いを求められることはないということだと思いますが、どういう意味でしょうか。

国保・医療係長：診療時点ではあくまでも猶予ですが、その後医療費免除の要件に該当すれば、免除ということです。国保はそうにしていますが、社会保険の中には、猶予だけで免除がないというケースもあります。

委員：免除該当要件の「主たる生計維持者が失職し」というのは、地震が原因で失職という解釈ですよね。

国保・医療係長：はい。

委員：もちろんその証明書は必要ですよね。

国保・医療係長：実際、大津町で地震により失職されたり業務を続けられなくなったりという理由でこの要件に該当される方はいます。退職により社会保険を

辞めて国保へ加入される方で、相談があった方は確認をとった上で対象として
いるところです。今のところ30名ほどいらっしゃいます。

委員：住居が全半壊の方は医療費が無償ということになっていますが、「たいした
症状ではないが（無料なので）病院に行かなきゃ」という話を聞いたことがあ
ります。

委員：なんでもそうですけど、線引きが難しいですね。症状が酷いのに制度を
知らずに我慢していた方もいれば、利用できるものは利用するという方もいま
す。皆さんの周りにもこのような話はあると思います。回覧板や広報を使っても
制度の周知徹底は難しいですね。

健康保険課長：私たちも皆さんの健康を守るのが一番ですので、「病院に行かな
いでください」ということは当然言えません。きちんと受診して、健康を守って
下さいという趣旨でPRしているところです。

委員：別件ですが、地震の影響で、精神的なストレスによりうつ病になったなど
という話がありますか。

住民福祉部長：避難所や、特に仮設住宅は、今までいたコミュニティから抜けて
しまうものですから、10月から社協に委託して地域支え合いセンターをつく
り、訪問やアンケートなどを行っています。それに来ている方の中には、全然普段は人と話す機会もなく
て孤立してしまいそうな方もいます。うつや
認知症が悪化したと言われる方もいます。

委員：認知症はたった2～3日で悪化するようですね。巡回をしている時に、仮
設でもお一人の方で、仮設に入ったばかりの時はそうでもなかったのに2～3
日訪問がないと変わってしまう方の話も聞きました。

委員：例を聞きましたけれども、制度に該当されるかどうかわからなくても、役
場に出向いてこられたら教えてあげられるといいと思います。

住民税係長：参考までに、国民健康保険税は、半壊以上の方に減税の通知を出し
ています。一件相談があったのが、地震によってうつの症状や、眠れない症状が
再発された方がいました。国の要件では「主たる生計維持者の死亡、長期の療養
」があり、長期の療養は約一ヶ月だそうです。そうなれば死亡と同様の減免をか

けてよいとのことでした。その方に診断書をとっていただいたところ、やはり地震の影響でうつが再発したようでした。さらに9月に（病気で）退職をされていたので、減免をかけました。今のところ長期の療養での減免は、この一件です。

委員：いかにそういう方を拾い上げ、見つけるかですね。自分でどうしたらよいかわからない方もいると思います。本人が申し出られない場合もあるでしょう。

委員：27年度の決算が38億5千万円です。28年度の予算が1億円若減った理由というのは为什么呢。震災があつたら増えるのが普通かなと思ったのですが、減っていたのは何故でしょうか。

国保・医療係長：28年度の予算は現時点のものです。地震による給付の状況については後から説明をさせていただきますが、地震が起きたことで増えている部分よりも、給付が減っている部分があります。現在のところ、地震により増えた分についても、当初予算内で十分収まるところです。

健康保険課長：27年度の決算で、保険給付費が総額21億3千万です。現在28年度の予算上では21億2千万です。27年度は当初の22億ほどの予算から補正を組んで減っています。今年4月から先月までの支払いまでを昨年度の同月と比べても少し給付費は減っています。もともと28年度の予算を組む時は、26・27年度の状況を見た上で作成しています。決算ベースの数字で27年度は、36億4千万ですね。今補正分としては37億3千万ありまして、総額としてはちょっと増えています。それは精算して後から返さないといけないお金も含まれています。結論としては、皆さんが使った分の保険給付分は十分確保しているところです。

会長：続きまして、議題の3番、大津町国民健康保険の運営状況について、説明をお願いします。

（大津町国民健康保険の運営状況について説明、続いて熊本地震による医療費・保険税の減免についての説明）

委員：震災の後、退職されて国保に加入した方も対象となりますか。

健康保険課長：厚労省の定めた要件に該当すれば、もちろん対象となります。

住民税係長：地震で運営ができなくなった病院、また企業の従業員も段階的に解雇されているケースがあります。そういった方は国民健康保険に加入してくださいというレクチャーが会社であっています。また地震で営業できなくなり事業を停止された方、解雇された方もいらっしゃいます。

委員：大規模半壊の594世帯のうちの申請されている世帯は550世帯ほどしかないのですが。

住民税係長：8月上旬に一括で減免の案内を出しました。こちらとしても皆様に申請をしていただきたいものですから、再度案内を送りました。仮設住宅に移られた方についてはそちらに送付する手立ても行ったのですが、やはり未だに国保税、住民税を含めて申請されてない方もいらっしゃいます。

委員：それはどこにいるかわからないということではないのですか。

住民税係長：おそらく通知は届いていると思います。あえて、こういう時だからこそ減免せずに支払うという気持ちの方も中にはいらっしゃるようです。

会長：他に質問はありませんか。以上で大津町国民健康保険運営協議会を閉会します。